提案地方公共団体等 提出資料

通番	ヒアリング事項	ヒアリング 団体	ページ
		豊田市	
30	公営住宅に係る規制緩和(3件)	松山市	1~2
		兵庫県	3
58	公営住宅建替事業の施行要件の緩和(1件)	愛媛県	_
31	備蓄(防災)倉庫に係る建築確認等の規制緩和(2件)	全国市長会	4~12
4	都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和(1件)	埼玉県	13
43	都市公園の廃止に係る規定の弾力化(2件)	芦別市	14~18
44	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲(5件)	兵庫県	19~20 (45と一体)
		群馬県	21~28
45	都道府県による保安林の指定、解除に係る国の同意協議の廃止(6 件)	兵庫県	19~20 (44と一体)
46	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止(2件)	福島県	29
25	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への 移譲(1 件)	神奈川県	_

【参考資料】公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用について

●みなし寡婦控除適用対象世帯の推計

平成26年7月末現在

管理戸数	入居世帯	ひとり親世帯
4,645 戸	4,061 世帯	773 世帯

※全児童扶養手当受給者数の内、未婚の受給者数は約10%(福祉部局より)

773 世帯×10%≒77 世帯

●市営住宅の家賃算定について

家 賃 = **家賃算定基礎額** × <u>市町村の係数</u> × <u>規模係数</u>

× 経過年数係数 × 利便性係数

区分		分位	政令月収	家賃算定基礎額
一般世帯		1	0 円~104,000 円	34,400 円
		2	104,001 円~123,000 円	39,700 円
		3	123,001 円~139,000 円	45,400 円
		4	139,001 円~158,000 円	51,200 円
	裁量階層	5	158,001 円~186,000 円	58,500 円
		6	186,001 円~214,000 円	67,500 円
収入超過対象		7	214,001 円~259,000 円	79,000 円
		8	259,001 円~	91,100 円

<u></u>
| 政令月収 = {(世帯の年間所得金額) - (**控除額**)} ÷ 12 月 ※所得税法に基づく所得

【控除額の種類】※公営住宅法施行令による

種類	控除額
同居親族控除	38 万円
扶養控除	25 万円
老人扶養控除	10 万円
寡婦(夫)控除	27 万円
障害者控除	27 万円
特別障害者控除	40 万円

※所得税法に規定する寡婦(夫)

【参考1】市営住宅制度における比較

マハ	婚姻歴のあ	非婚母	根拠など
区分	る母子世帯	子世帯	作がいた。
家賃算定時の寡婦控除	○(27 万円)	×	公営住宅法・施行令
募集時の優遇			市営住宅条例・施行規則
新来时の 変 題		O	※父子家庭については対象外のため現在検討中
			市営住宅条例・施行規則
収入基準の緩和		\cap	※中学校修了前の子供がいる世帯が対象
※6 分位まで申込可(通常 4 分位)		O	※収入による分位の決定には非婚母子世
			帯には寡婦控除の適用無し。

【参考2】寡婦控除を適用した場合の家賃算定例(松山市営太山寺団地第1号棟)

○非婚母子3人世帯として年間給与収入 約350万円 ※児童扶養手当は除く所得控除後の所得金額 227万円

(現行)

政令月収 = { 2 2 7 万円 − 7 6 万円} ÷ 1 2 ≒ 1 2 万 5 千円 (収入分位③)

(所得金額) (同居親族控除) →**家賃額 35,200 円**

(みなし寡婦控除を適用した場合)

政令月収 = $\{227万円-76万円-27万円\} \div 12 = 10万3千円 (収入分位①)$ (所得金額) (同居親族控除) (寡婦控除) \rightarrow **家賃額 26,700 円**

※家賃の差額…月額 8,500 円

兵庫県営住宅の管理戸数・入居状況調べ

兵庫県県土整備部住宅管理課

- 1 時 点:平成26年3月31日現在
- 2 対 象:一般県営住宅(特別賃貸住宅を除く)
- 3 管理戸数:52,404戸
- 4 入居戸数:48,526戸(うち政策空家※2,988戸)
- ※政策空家とは、建替住宅、用途廃止住宅等の空家で、入居斡旋が出来ない住戸を指す
- 5 入居率 : 92.6%

平成 26 年8月 27 日 逗子市防災課

地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会におけるヒアリング説明資料

1 逗子市の現況(平成26年4月1日現在)

自主防災組織数:70団体(東日本大震災以降、10団体が新たに結成されている。)

加入率:73.6%(自主防災組織加入世帯数と市内全世帯数との比率) 【参考 逗子市の人口:57.749人 世帯数:24.110世帯】

2 逗子市における自主防災組織への助成制度

逗子市では、地域の自主的な防災意識の高揚と普及を図ることを目的として、自主防 災組織に対する<u>防災資機材等購入費補助制度</u>を設け、防災資機材をはじめとする防災備 蓄品等の整備を促進している。

特に、新たに結成された団体に対しては、一定程度の資機材が揃うまでは、地域負担とならないように、補助率及び補助限度額を優遇するなどの策を講じ、地域防災力の強化を図るとともに、自主防災組織の育成、指導及び増加に努めている。(詳細は別添1、別添2のとおり)

3 自主防災組織等が設置している防災倉庫の例

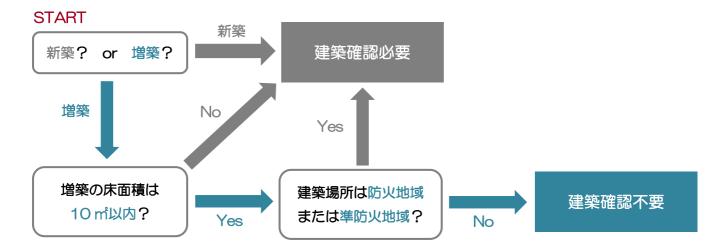




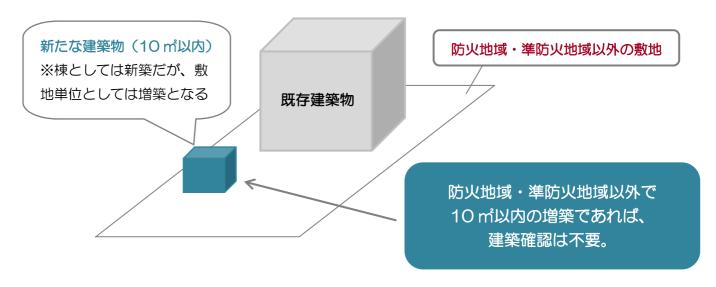




4 建築確認が必要か否かについてのフロー図(現状)



■建築確認が不要な増築のイメージ



5 支障事例

各自主防災組織からは、公園などの公共施設に防災倉庫を設置させてほしい旨の要望が多くあがっている。各組織が設置しようとしている倉庫は、一般家庭で設置しているような簡易なスチール製物置(床面積 10 平方メートル以内)であることが多い。

上記のような公園等は、その敷地内に他の建築物がない場合が多く、建築物としては 新築扱いとなる。そのため、建築確認申請の必要が生じ、その手続き及び費用が各組織 にとって大きな負担となり(詳細は以下に記載)、防災倉庫の設置を断念してしまう状況 となっている。その結果、防災意識の低下につながることが懸念されている。

実際にこうしたことが支障となって、防災倉庫の整備に結びつかなかったケースが 十数件あり、他の自治体においても同様の問題が生じている。

6 市民からの要望の一例(市長への手紙の抜粋)

- ・受付日
 - 平成 24 年〇月〇日
- ・件名
 - ○○公園内に設置の防災倉庫について
- 内容

私は、〇〇自治会の防災副部長をしております〇〇と申します。

○○公園内に設置しております防災倉庫は、海至近のため錆びて腐っており、○○自 治会では、この度取替えを検討しております。

防災課経由で緑政課から了承を得ましたが、先に<u>「確認申請」が必要</u>とのことでした。 県の建築指導課では、「<u>取替えは建物の新築となるため、確認申請が必要</u>」とのことでした。 因みに従来の防災倉庫は、<u>約3平方メートルの市販のスチール製物置</u>で、今回同じ もので取替えを考えております。県の建築指導課では、「通常の住居と同様の布基礎で、 アンカーを設置して物置と緊結する必要がある」とのことでした。

確認申請には、建築士の手が必要で、必要図面作成料と申請料及び申請の手間代で 15 ~16 万円必要 (市内の〇〇設計に確認済み) 更に基礎の築造に 20 万円程度 (土木業者に確認済み) で物置の購入金額 15 万円程度の合計は 50 万円にも及びます。

防災倉庫は元々防災課からの依頼を受けたもので、〇〇自治会では自治会費の中から 倉庫や資機材を購入して収納しています。

- 1. 防災倉庫内に収納している資機材共々引き渡すので、<u>今後は市で管理をしてもらえ</u>ないか?
- 2. 倉庫は〇〇自治会で購入し取り換えるので、防災課で確認申請をして貰えないか?
- 3. 腐るに任せるしかなく、やがて当地域から防災倉庫はなくなるが、それでもよいか? 市の外れで避難場所からも遠い当地域の防災倉庫です。
 - 一旦緩急あった場合は絶対に防災倉庫が必要と考えます。

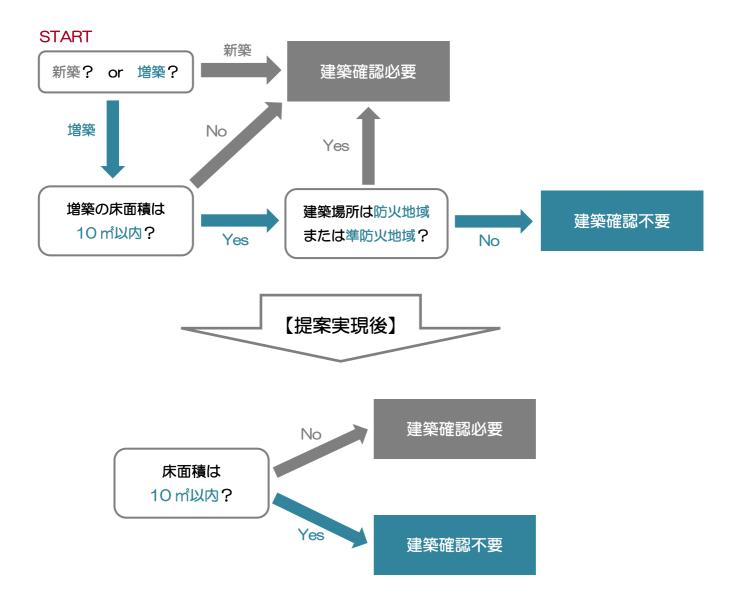
市長がトップダウンの決定をしていただき、善処して頂けませんでしょうか?

7 まとめ

床面積 10 平方メートル以内の増改築時であれば建築確認が不要となっている現状に鑑み、床面積が 10 平方メートル以内であれば、新築や防火地域・準防火地域の区別なく建築確認申請を一律に不要としていただきたい。

※本提案を図示すると次のとおりとなる。

【現行】



8 その他

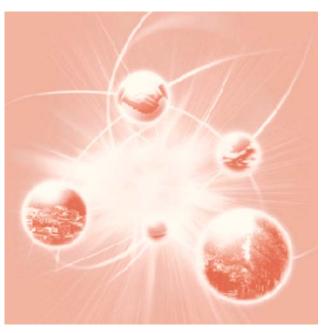
く今回の提案をもう一歩踏み込んで発言させていただくと・・・>

市販の簡易なスチール製物置の中には、その構造等が建築基準法に適合していないために、建築確認が得られないものも見受けられる。こうした製品が一般的に流通している現状を踏まえるならば、床面積が10平方メートル以内の防災倉庫については、一律建築物扱いとせず(建築基準法の適用除外)、転倒防止などの最低限の措置を講ずることで設置できるような環境を整えていただきたい。

自主防災組織の手引

一 コミュニティと安心・安全なまちづくり —

(抜粋版)



消防庁

出典:総務省消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/html/life/bousai/bousai_2304-all.pdf)

(5) 防災資機材等の整備

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておかなければならない。その場合、地域の実情や組織の構成等からみて、どのような資機材を備えるべきか、市町村、消防機関等の指導を受けて十分検討することが必要であり、市町村としては、既存の資機材等を活用するとともに、実情に応じて助成を検討することも必要となる。

なお、資機材の保管、管理にあたっては、用途、目的に合わせて、防災拠点での管理や地域ごとの分散管理を行い、地域の実情に応じて最も機動的かつ迅速に利用できるようにしておく必要がある。特に救護用や給食・給水用資機材については、自主防災組織が単独であるいは共同して備蓄する拠点として防災倉庫を設けることも必要となる。

防災資機材としては、次のようなものが考えられる。

表2-5 目的別の主な防災資機材(例)

目的	防 災 資 機 材
① 情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、 住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック(安否・被害状況等、情 報収集・提供の際に用いる筆記用具として)等
② 初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
③ 水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
④ 救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク 等
⑤ 救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド等
⑥ 避難所·避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強カライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー 等
⑦ 給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽 等
⑧ 訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器(ビデオ・映写機等)、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器等
9 その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機等

自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備し、いざというときに使用できるよう、日頃から、点検と取扱い方法の習熟に努める必要がある。

また、自主防災組織としては、自ら防災資機材の整備を進めるだけでなく、次のような点にも留意する必要がある。

- ① 各家庭に、消火器(地震時に転倒しても使用可能な粉末消火器、強化液消火器等)、汲置の水バケツ、消火用水または乾燥砂等を備えるよう指導、 推奨する。
- ② 応急手当用医薬品については、できれば地域内の病院、薬局等に対して、 災害時には医薬品の提供が得られるよう協議しておく。
- ③ 救急救命用資機材として、AED(自動体外式除細動器)の設置箇所等を 把握しておく。
- ④ 救助用の大型工作資機材については、地域内の土木、建設会社等に対して、 災害時に機材の貸与が得られるよう協議しておく。
- ⑤ 訓練用の資機材等、近隣の自主防災組織や団体、事業所等と必要に応じて 資機材を共有し、効率のよい維持管理への工夫も必要である。



逗子市自主防災組織防災資機材等購入費補助金交付要綱(抜粋版) (資機材の整備に係る部分のみ)

●趣旨

市民の自主的な防災意識の高揚と普及を図るため、防災資機材等の購入を行う自主防災組織に対し、予算の範囲内において防災資機材等購入費補助金を交付する。

●自主防災組織

地域の防災対策確立のため市内の町内会又は自治会その他これに準じるものを単位として自主的に設立された団体等で、市長が認めたものをいう。

●補助金の交付対象防災資機材等 別表第1のとおり。

●補助金の額

当該防災資機材等の購入費に2分の1(市長が新たに認めた団体に対する補助金の額は、登録年度から3年度間について、当該防災資機材等の購入費に5分の4)を乗じて得た額とし、その限度額は、別表第3に掲げるとおり。

別表第1

川公知「		4		
事業	種別	内容		
防災	防災	区分	品名	
資機	資機	消火用具	三角バケツ、バケツ、ポリタンク、消火器	
材等	材の	救出救助用具	ロープ、はしご、掛矢、のこぎり、つるはし、スコップ、	
の整	整備		ハンマー、バール、担架、チェンソー	
備を		照明用具	カンテラ、ろうそく、懐中電灯、投光器	
図る		情報関係用具	メガホン、ラジオ、トランシーバー	
事業		運搬用具	リヤカー、一輪車	
		炊飯用具	なべ、かま、やかん、飯ごう、食器、コンロ、燃料	
		安全用具	ヘルメット、防災ずきん、腕章、標識(標旗等)、長靴、	
			かっぱ	
		その他	<mark>倉庫</mark> 、毛布、テント、防水シート、ろ水機、エンジンポン	
			プ、電池、非常持ち出し用袋、救急セットその他市長が必	
			要があると認めたもの	
	防災	区分	摘要	
	備蓄	備蓄用食糧	・消費期限が5年以上あること。	
	用食		・整備する数量は1人当たり9食以内であること。	
	糧及		・食糧は、日の当たらない涼しい場所に保管すること。	
	び防	備蓄用飲料水	・消費期限が5年以上あること。	
	災備		・整備する数量は1人当たり9リットル以内であること。	
	蓄用		・飲料水は、日の当たらない涼しい場所に保管すること。	
	飲料			
	水の			
	整備			

別表第3

補助対象の自主防災組織	補助限度額
50世帯未満	15,000円(ただし、市長が新たに認めた団体につい
	ては、登録年度から3年度間について50,000円とす
	る。)
50世帯以上1,000世帯未満	世帯数×300円(ただし、市長が新たに認めた団体
	については、登録年度から3年度間について世帯数×
	1,000円とする。)
1,000世帯以上	300,000円(ただし、市長が新たに認めた団体につ
	いては、登録年度から3年度間について1,000,000
	円とする。)

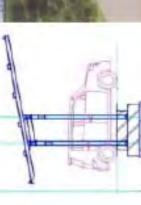
) 設置基準 都市公園における太陽光発電施設

提案事項	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること
	○ 都市公園には、広く、太陽光の遮蔽物が少ない大規模な駐車場を備えているものがある。 ○ その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる。
現状	〇 占用許可の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則において、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」ものである旨規定
	(二) 駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することが困難

都市公園の駐車場上部空間を活用して 都市公園法施行規則第7条の2第3項を改正し、都市公園の駐車貨 太陽光発電施設を設置できるようにすべき



・再生可能エネルギーの普及促進





占用の例:都市公園の駐車場の覆屋に太陽光パネル

通番43:都市公園の廃止に係る規定の弾力化(芦別市) 廃止予定都市公園位置図 芦別都市計画図 Chicago Company of the Company of th marina 凡例 廃止予定都市公園 廃止予定未開設都市計画公園 AND THE PERSON NAMED IN COLUMN NAMED IN COLUMN

廃止予定都市公園写真



番 号:2・2・26

公園名:青葉公園

種 別:街区公園

都市計画決定日:

昭和57年11月12日

公園開設日:

昭和57年11月20日

面 積:2,945㎡

住 所:西芦別町87番地6



番 号:2・2・27

公園名:西芦別公園

種 別:街区公園

都市計画決定日:

昭和57年11月12日

公園開設日:

昭和57年11月20日

面 積:1,640㎡

住 所:西芦別町43番地1



番 号:なし

公園名:賴城公園

種 別:街区公園

都市計画決定日:なし

公園開設日:

昭和52年4月1日

面 積:2,190㎡

住 所:賴城町4番地

廃止予定未開設都市計画公園写真



番 号:2・2・12

公園名:日の出公園

種 別:街区公園

都市計画決定日:

昭和47年3月27日

面 積:0.20ha

住 所:

南3条東2丁目2番地



番 号:2·2·17

公園名:あずま公園

種 別:街区公園

都市計画決定日:

昭和50年12月2日

面 積:0.71ha

住 所:上芦別町555番地



番 号:2・2・28

公園名:頼城山の手公園

種 別:街区公園

都市計画決定日:

昭和57年11月12日

面 積:0.47ha

住 所: 頼城町46番地8

都市公園法運用指針(第2版:抜粋)

【平成24年4月:国土交通省都市局】

4. 都市公園の保存規定について(法第16条関係)

(1) 趣旨及び基本的な考え方

都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いとレクリエーションの場となるほか、都市景観の向上、都市環境の改善、災害時の避難場所等として機能するなど多様な機能を有しており、緑とオープンスペースの中核となる都市公園の積極的な整備を図るとともに都市住民の貴重な資産としてその存続を図ることが必要である。

このような趣旨から、法第16条に都市公園の保存規定が設けられ、従来は「都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」や「廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合」を除き、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとされてきたところである。

このため、従来より借地方式により都市公園が確保されてきているところであるが、貸借契約の終了等に際して当該都市公園を廃止することができるかどうかが明確になっていなかったことから、土地所有者からの借地について協力が得られにくい状況にあったところである。

平成16年の法改正は、公園管理者がその土地物件に係る権原を借り受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合にも都市公園の区域の廃止を行うことができることを明確にすることにより、例えば企業の保有する遊休地等土地所有者が都市公園用地を提供しやすい環境を整備し、借地方式による効率的な都市公園の整備促進を図るものである。

なお、平成16年の法改正により、法第16条第3号に「公園管理者がその土地物件に係る権原を借り受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合」においても都市公園の全部又は一部を廃止することを可能とする規定を設けたところであるが、都市公園が土地収用法第3条に規定する収用対象事業であることに変わりはなく、借地契約が終了した場合でも、土地所有者等の意向のみにより都市公園が廃止されるものではないことから、公園管理者の判断が必要となる。

平成16年の法改正の施行前に貸借契約を締結し、都市公園として供用しているものについても、当該改正後の法第16条第3号は適用されるが、従前の借地公園のうち、正当な事由がない限り貸し付けの契約を更新することとされている借地公園等公園管理が引き続き存置すべきと判断する都市公園については、貸借契約を更新する等により、引き続き都市公園の保存に努めることが望ましい。

(2) 緑の基本計画との関係

緑の基本計画は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する総合的なマスタープランとなるものであることから、借地公園についても、可能な限り、緑の基本計画の都市公園の整備の方針等に含めることが望ましい。

(3) その他

賃借契約が終了し、都市公園を廃止する場合であっても、公園管理者が所有する公園施設の所有権は都市公園を廃止しただけで移動するものではなく、公園管理者である地方公共団体と土地所有者等との間で譲渡等の手続きが行われることとなる。

また、公園施設を国庫補助事業で整備する場合、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律が適用されることについても留意しておく必要がある。

(参考「公益上特別の必要がある場合」について)

「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことである。

その判断に当たっては客観性を確保しつつ慎重に行う必要がある。例えば土地 収用法第4条においては、同法又は他の法律によって、土地等を収用し、又は使 用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ収用 し、又は使用することができない旨規定しているが、法第16条で規定する「公 益上特別の必要がある場合」においても、少なくとも土地収用法第4条に規定す る程度の特別の必要が求められると考えられる。

(44)保安林の指定の解除における追加資料

平成26年8月25日作成 【兵庫県】

事前相談から保安林指定解除の確定告示まで、特に時間がかかっている事例(また、生じた支障事例)

							<u> </u>
3数	月数	33ヶ月間		24ヶ月間		36ヶ月間	
合計日数	日数	1005 🗆 🖽	[H] H COO I	743日間		11010月	[日 日 4 日 日]
	確定告示 (国官報)	H24.9.3	146日間	H24.9.3	258日間	H25.6.10	255日間
	予定告示 (県公報)	H24.4.10	70日間	H23.12.20	15日間	H24.9.28	21日間
及び日数	予定通知 (国→県)	H24.1.31	529日間	H23.12.5	27日間	H24.9.7	22日間
事務処理日及び日数	進達 (県→国)	H22.8.20	24日間	H23.11.8	12日間	H24.8.16	10日間
	申請書提出 (申→県)	H22.7.27	236日間	H23.10.27	431日間	H24.8.6	816日間
	事前相談 (補正等含む)	H21.12.3	1	H22.8.22	1	H22.5.13	1
	面積 (0 44 5	19110	0.1	0.0694	0.0021
	田・豊田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	水かん 指定理由の消滅		中田 0 1 米 2 / 4 4	田州の十貫が	中間シュギン	田世の十貫が
4 4 4	華名	水かん		1 14 14	5.55	1 14 14	5 ندير د ندير
所在場所		英07年10 300%/ 千少 电配4型料干因用	三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	5年二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		田少一 朱父 / 子子 策, 4五15 35317 / 少少中型十名田土居田土	4. (1977년 - 1977년 - 19
細	海 県民		<u>π</u>	ا ا		1 4	
	民別		K		K		f]
	<u></u>		<u>+</u> 0		<u>+</u> D		7
年度		24		24		25	

価米

- 事前相談から申請書提出までの期間は、申請者より最初に相談等あった日を事前相談日とし、それから関係者の同意、地元調整、申請書作成、県による申請書の確認、補正等を行っているため長期間となっています。
- 2 年度24・番号8の予定通知までは申請書等の補正があったため長期間となっています。

2 その他保安林指定解除の権限が国にあることで、支障となっている事例

- ・平成5年度のふるさと林道緊急整備事業創設時には、迅速な事業着手の要請から林野庁指導のもと、保安林解除ではなく、保安林内作業許可により対応し、事業完了後に一括して保安林 解除を行う考えであった。
- ・平成7年度に保安林内作業許可の取扱い(林野庁通達)が一部改正され、広域基幹林道(森林基幹道)であっても車道幅員4m以下であれば作業許可で対応が可能となった。
- ・事業完了時に改めて林野庁に相談したところ、「作業許可で対応したものは原則として解除できない」との方針が示された。
- ・ふるさと林道の事業趣旨が、地域間交通の整備が遅れている地域において、林道、農道の整備を促進することにより解消することが地域振興に寄与するものであったところ、保安林のまま存置 すれば林道を市道・県道に移管ができず、恒久的な維持管理に支障が生じている。
- ・明確な公的施設管理者が存在し、災害防止等の観点から支障のない転用済案件について、地域の実情に応じた迅速な対応ができるよう、知事への権限移譲が必要である。

重	保安林内作業許可により開設 開設完了後、県道へ管理移管するため道路敷 は保安林解除する予定であった。	保安林内作業許可により開設 開設完了後、県道へ管理移管するため道路敷 は保安林解除する予定であった。
要解除面積 (ha)	9.5533	5.5922
管理延長 m	6,157	4,247
所在場所	(起点)豊岡市出石町上村字ワヤ1407番2 (終点)養父市奥米地字坂山314番4	(起点)朝来市山東町与布土字鶴垣内448番2 (終点)朝来市朝来町川上字上/垣2461番
保安林種	水かん	水かん
管理主体	兵庫県 (豊岡市 養父市)	兵庫県 (朝来市)
路線名	上村米地線	山東朝来線
開設年度	H5~H10	H5~H11
事業名	ふるみと林山	緊急 事事 業

重要流域内における流域保全の保安林以外【4号~11号保安林】…《県知事》

重要流域外における流域保全の保安林【1号~3号保安林】…《県知事》

重要流域内の流域保全の民有保安林[1号~3号保安林]…《農林水産大臣》

追加資料 (45)都道府県による保安林の指定・解除に係る国の同意協議の廃止について

平成26年8月25日作成【兵庫県、

■保安林解除の大臣同意協議の実績表【平成21年度~平成25年度】

ŧ		<u> </u>	ات	<u> </u>) 17	文	· 不	·U
	面積 (ha)	4.3070	4.3070	3.5453	3.5453	3.1159	3.1159	
	申請事由	指定理由の消滅(森林復旧困難、鶏舎用地への転用)		指定理由の消滅(森林復旧困難)		- 水かん 土砂採掘用地とするため		
	保安林 種名	水かん		工票		水かん		
	決定告示日	H21.5.22 水かん		H22.8.31 土崩				
	番地	965–25		1315-2ほか4筆		44ほか1筆		
	仆	日/段		凹		島井南平		
	(大字)	杉		本山町岡本		村岡区味取		
	市町名	神崎郡神河町	1 件	神戸市東灘区	1件	美方郡香美町	1 件	
	计 年 年 海	21		22		_		
	省県別	尚		谱		当		
	事務所	姫路	+	神戸	+	開開	<u>+</u>	
	国民別	民有林	成21年度計	民有林	成22年度計	民有林	成25年度計	
	梅中	3	平成	1	平成	10	平成	

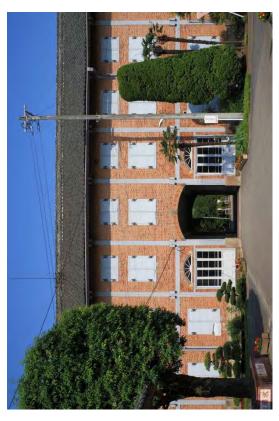
大規模解除に伴う災害発生の懸念なり、おそれには蓋然性が必要であるが、これまでに知事権限の解除案件で重大な災害が発生した事案を承知しておらず、むしろ そのようなおそれがあれば解除は見込めず、また、おそれのないよう、適切な代替施設等の配置を審査・指導している。

国の協議において、解除の適否自体が覆ったり、解除面積の縮減や代替施設の規模・構造・配置の修正を指示された事案も承知しておらず、専ら協議図書の形式的 審査に終始している実態があることから、協議図書の作成手間や国における審査時間は解除申請者にとって、その負担感は少なくない。 都道府県知事権限に係る保安林解除は規模の大小にかかわらず、都道府県知事の責任のもと、地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事

 $\overline{}$

保安林の指定、 都道府県への移記





群馬県

1 本県が求める権限移譲

〇群馬県の保安林について

	保安林の区	玄分	権限·事務区分 (指定·解除)	群馬県における面積(ha) 及び保安林に占める割合(%)	ナる面積(ha) ちめる割合(%)
凸	1~3号(水源涵 *:十弥选中庇佛·	重要流域 ^{※1}	農林水産大臣(国の直接執行)**2	89,800ha	38.7%
7 區 :	发工学》加工工业的工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作	重要流域以外	重要流域以外 都道府県知事(法定受託事務)	0ha	0.0%
*	4号以下		都道府県知事(自治事務)	3,203ha	1.4%
Ħ	国有林		農林水産大臣(国の直接執行)	138,928ha	29.9%

重要流域とは、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特 に重要な流域(1都府県で完結)で農林水産大臣が指定するもの(群馬県は、利根川流域、信濃川流 域、阿賀野川流域に分類されるため、すべて重要流域に区分されている。) _ ×

が広域にわたり、災害が発生した場合の影響や水源かん養の受益が一都道府県にとどまらないことな どを理由として、指定・解除の権限は、農林水産大臣とされている。 重要流域の1~3号保安林は国土保全の根幹をなす重要な役割を担っており、その機能の発揮



赤枠で囲われた部分のうち、軽微な改良工事にかかる保安林解除が、本県が求める権限移譲

(現状)

- ・1~3号については、重要流域であることから国(農林水産大臣)による保安林解除 幅員4m以下の林道については、土地の形質の変更許可(都道府県知事)
- 国の保安林解除手続は約1年を要する。本県の保安林解除手続は約6カ月

、求める権限移譲、

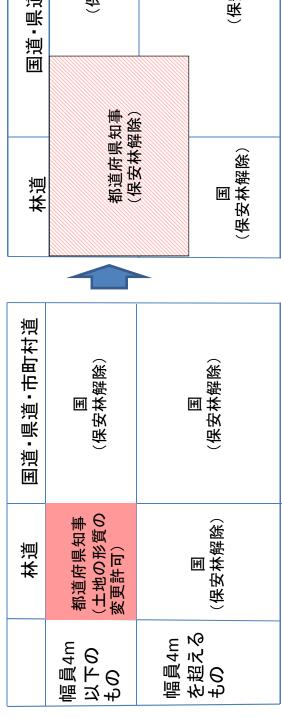
幅員4m超における曲線改良や法面保護等の軽微な改良工事は、4m以下の「土地の形質の変更許可」で 実施している規模と大差ないことから、当該保安林解除の権限を都道府県知事に移譲

(効果)

工期の短縮が図られ、県民の利便性向上につながる。

[現在]

【移讓後】



国道·県道·市町村道 (保安林解除) (保安林解除) H

(赤斜線部分):権限移譲を求める範囲(曲線改良や法面保護等の軽微な改良工事に係る保安林解除)

 ∞

◁

2 支障事例について

道路災害復旧

(主)長野原倉渕線

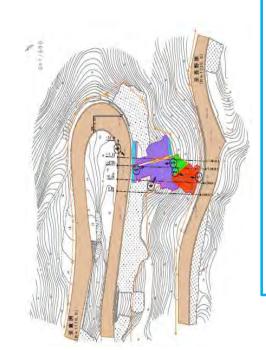
高崎市倉渕町川浦地内 平成25年9月台風18号による豪雨のため法面崩落、法枠工損傷 (1)案件名 (2)路線名 (3)災害箇所 (4)被災状況

災害発生(H25.9)⇒災害査定(H25.11)⇒用地測量、用地買収交渉(H26.4)⇒保安林解除申請(0.02ha)(H26.7)



農林水産大臣指定解除の場合(約1年)H27.6見込み

都道府県知事に権限移譲された場合(約6ヵ月)H26.12見込み





当該道路は、高崎市方面から北軽井沢へ抜ける観光道路であるが、 長い期間、片側交互通行が続くなどの支障が継続することになる。



\Box

(参考事例)

平成26年6月16日、世界文化遺産の構成要素の一つである「荒船風穴」へのアクセス道路である国道254号(旧道)ほか1路線に地すべりが発生し、現在通行止めとなっており、復旧が待たれている。

※国の保安林解除が必要な場合

災害発生(H26.6)⇒災害査定⇒保安林解除(約1年)⇒工事(約6月)⇒完了はH28.4見込み

★ 利事に権限を移譲した場合には、工事完了(H27.10見込み)を早めることが可能

※なお、当該箇所は、地すべり運動が完全 に鎮静化しておらず、災害復旧工事等緊急 に着手する必要がある場合に該当すること から、事後手続により対応している。



9

〇現地の状況について

災害復旧工事の対象となる保安林の面積は、 約0.6haである。



〇荒船風穴への迂回路について

道幅が狭く、急勾配で、急カーブが多いため、大型車の通行は困難であり、地域住民や来訪者に不便を来している。



_

(参考) 本県における保安林解除の状況

(1) 大臣許可(1~3号)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	3力年計	3九年平均
477 TA	件数(件)	2	10	4	19	6.3
长年	面積(ha)	0.57	4.36	0.31	5.24	1.75
田 0 1 4 3	件数(件)	S	10	4	19	6.3
田州の十事の	面積(ha)	0.57	4.36	0.31	5.24	1.75
出名が、ナバ	件数(件)	S	7	2	14	4.7
つり画品に	面積(ha)	0.57	2.55	0.1	3.22	1.07
申請書提出から解除確 平均日数	確定までの	351.8日	612.7日	263.8日		409.4日

(2)都道府県知事許可(4号以下)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	3力年計	3九年平均
\$2 88	件数(件)	1			1	0.3
7年75年	面積(ha)	0.06			90.0	0.02
日日・本人	件数(件)	1			1	0.3
は前しては日	面積(ha)	0.06			90.0	0.02
となって、	件数(件)	1			1	0.3
いの画品に	面積 (ha)	90.0			90.0	0.02
申請書提出から解除確定までの平均日数	雀定までの平	421.0日	Ш	Ш	421.0日	421.0日

※大臣許可(1~3号)と同時解除の案件であり、国の解除確定がされるまで待っていたため、時間を要したもの。平成19年度~22年度にあった3件の平均は200日(約63月)となっている。

00

(参考)土地の形質の変更許可について

「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準」により、道路の内、車 道幅員が4メートル以下の林道の設置や改良については、都道府県知事の権限である「土地 の形質の変更許可」により行っている。

(本県における林道の変更許可実績)

H25	14
H24	56
H23	19
H22	15
H21	∞
H20	13
H19	14
	件数(件)

森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(抄) 平成12年4月27日付付12林野治第790号

【最終改正】平成25年4月1日付け24林整治第27

別表4

保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

行為の目的・態様・規模等) 林道(車道幅員が4メートル以下のものに限る。)及び森林の施業・管理の用に供る作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを置する場合
	(1) 林道(車) する作業道 (2) 森林の旅 設置する場。
N A	1 森林の施業・ 管理に必要な施設

福島県森林計画課平成26年8月19日

地方分権改革に関する福島県提案内容について

1. 提案事項

森林法において、「地域森林計画」の樹立及び変更の際に、農林水産大臣への同意を得るための協議を行うことが定められており、都道府県の主体的な取り組みとなるよう、協議事項を廃止し、届出としてほしい。

2. 具体的な支障事例

知事が地域の実情を踏まえて策定する地域森林計画については、森林法 第68条の規定に基づき本県に設置されている森林審議会からの答申を受 け、その後に、農林水産大臣に協議を行い、同意を得る行為については、 地方の自主性・主体性の観点から廃止し、届出とすべきと考えます。

3. 地域の実情を踏まえた対応について

本県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力災害により、森林・林業を取り巻く環境は急激に変化しています。

森林・林業については、震災や津波による、林地の崩壊、林産施設等の 損壊、海岸防災林の流失等甚大な被害や、放射性物質による森林の汚染、 森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害、避難指示区域におけ る生産活動の停止など多大な影響を受けている現状にあります。

特に、本県の浜通り地域の約8万haの森林は、原子力災害に伴う避難指示区域の指定により現在においても、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3区域に再編され、広範囲に立ち入り等が制限を受けております。

今後の地域森林計画については、これら避難指示区域の解除に伴い、変更等が生じることとなりますが、上位計画である全国森林計画に即するため、伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積などの計画数量等について、国との事前協議を行い変更計画を作成した後に、改めて農林水産大臣への計画同意を得るための協議を行うことは、県民への計画公表の遅延や地方の主体的取組への後退に繋がるものと危惧される。